

# 暮らしの情報

生活に役立つ、身近な情報



Mikasa city

**山火事警防強調期間**  
4月20日～5月31日

貴重な環境資源である森林、さらには人命や財産を山火事から守るため、入林する場合は次のことを守りましょう。

また、今年は記録的な大雪に伴う融雪水の大量発生が予想されますので、入林の際は十分気を付けてください。

▼必ず許可を受けて入林しましょう

仕事やレジャーなどで山に入るときは入林の許可が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▼巡視員の指示を守りましょう  
山火事防止のため、森林巡視員などの指示に従ってください。

▼火の後始末を完全にしましょう  
たばこを吸う場合は携帯用灰

皿を持っていくなど、投げ捨ては絶対にやめましょう。また、たき火などは絶対にしないでください。

なお、三笠市火災予防条例で、火災に関する警報の発令中の喫煙は禁止していますので、注意してください。

《お願い》

林道入り口に取り付けてある鎖や鍵などを無断で取り外したり、破損しないでください。

また、昨年度から市有林の入り口にゲートを設置していますので、入林する場合は事前に連絡してください。

【問合せ先】農林課農林係 ☎②3996

私たちの生活と税金  
納め忘れはありませんか？  
納税へのご理解を！

税金はなぜ必要なの？

皆さんに安心して暮らしていただくために税金が使われています。



税金は福祉・教育・保健衛生・消防・除雪などの公共サービスや、道路・公園・学校などの公共施設の整備などに使われるお金の貴重な財源です。

な財源になっていきます。

このように、安心・安全で豊かな生活を続けるために必要なお金を、私たちは税金という形で負担しています。

◆納期限までに納入を！

税金以外でも、住宅・水道・下水道の各使用料や、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料なども私たちの生活に欠かせない施設の維持管理や保健福祉事業に使われる貴重な財

源です。

このことから、市税や使用料などが納期限までに納められないと、市の財政を圧迫し、住民サービスの低下やまちづくりの支障が出ることとなります。

また、納期限までに納めている方との間に不公平が生じることもなりますので、納期限までに必ず納入してください。

【問合せ先】納税課納税係 ☎②3163

## 広報みかさ担当課 からのお知らせ

### ◆掲載原稿の締め切り日

広報みかさでは、市内の団体・サークルなどが実施する行事の案内なども掲載し、皆さんへ情報を提供しています。掲載を希望する場合は、発行日（毎月1日）の1カ月前までに原稿の提出をお願いします。

※年末年始などは締め切り日が早まる場合もありますので、早めにご相談ください。



### ◆掲載した写真は

データでお渡しできます

ご希望の方は企画振興課企画係にCD-Rをご持参ください。

※写真をプリントしたものはお渡しできませんのでご了承ください。ご不明な点は気軽にお問い合わせください。

【提出・問合せ】  
企画振興課企画係 ☎②3182

## 入林許可書発行所

(三笠市内の森林に入林する場合)

### 国有林

◎空知森林管理署  
(岩見沢市3条東17丁目)  
☎0126-22-1940

空知森林管理署岩見沢森林事務所  
※野々沢国有林のみ  
(岩見沢市3条東17丁目)  
☎0126-22-1694

空知森林管理署  
幾春別合同森林事務所  
(幾春別滝見町324)  
☎⑥8660

### 道有林

空知総合振興局森林室  
(岩見沢市北2条西12丁目)  
☎0126-22-1155

### 市有林

市役所農林課農林係  
☎②3996

※国有林に車両で入林する場合は◎印の空知森林管理署で手続きしてください。